

議案第 7 号

東広島市教育補助員設置規則を廃止する等の規則について

東広島市教育補助員設置規則を廃止する等の規則について、次のとおり提案する。

令和元年 3 月 1 7 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）が制定され、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化され、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化が図られたことを受け、所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

また、併せて、東広島市教育補助員設置規則（平成 1 9 年東広島市教育委員会規則第 1 7 号）及び東広島市教育委員会非常勤設置規則（平成 2 1 年東広島市教育委員会規則第 2 号）は廃止する。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法

人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1)～(1)の2（略）

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの。

(2)の2（略）

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

(3)の2～(6)（略）

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第22条の2 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第17条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

(1) 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

(2) 会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7（略）

（臨時的任用）

第22条の3（略）

2～3（略）

4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

5～6（略）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育補助員設置規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育補助員設置規則を廃止する等の規則

(東広島市教育補助員設置規則及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の廃止)

第 1 条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東広島市教育補助員設置規則（平成 19 年東広島市教育委員会規則第 17 号）
- (2) 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成 21 年東広島市教育委員会規則第 2 号）

(東広島市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正)

第 2 条 東広島市スポーツ推進委員に関する規則（昭和 49 年東広島市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 条第 3 項第 3 号」を「第 3 条第 3 項第 2 号」に改める。

第 8 条第 2 項中「、費用弁償」を「並びに費用弁償」に、「市長の事務部局の非常勤職員の例」を「特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第 5 号）の定めるところ」に改める。

第 9 条第 2 項中「使用期間」を「貸与期間」に改める。

第 10 条中「労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）又は広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 49 年広島県市町公務災害補償組合条例第 1 号）」を「広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成 20 年広島県市町総合事務組合条例第 6 号）」に改める。

別表に次のように加える。

帽子	1個	2年	
----	----	----	--

(東広島市立学校給食センター管理運営規則の一部改正)

第3条 東広島市立学校給食センター管理運営規則（昭和52年東広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）」を「東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年東広島市教育委員会規則第 号）」に改める。

第3条に次の1項を加える。

3 給食センターは、前2項の業務の全部又は一部を、給食調理等の業務を行う者に委託することができる。

(東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）及び臨時的任用の職員」に改める。

第5条「又は臨時の職」を「、臨時の職又は会計年度任用職員」に改める。

第6条を削る。

(東広島市学校産業医及び保健管理医に関する規則の一部改正)

第5条 東広島市学校産業医及び保健管理医に関する規則（平成29年東広島市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（報酬及び費用弁償）」に改め、同条第2項中「費用弁償の額」の右に「並びに報酬及び費用弁償の支給の方法」を加える。

第7条を次のように改める。

(服務)

第7条 産業医等は、その職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 全力を挙げて職務に専念すること。

- (2) 法令、条例及びこの規則に従うこと。
- (3) その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (5) 職務に関連して、他人から報酬その他の金銭若しくは物品又は利益の供与を受けないこと。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(退職)

第8条 産業医は、その任用期間が満了したときは、退職するものとする。

- 2 産業医は、任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職しようとする日の2週間前までに教育委員会にその旨を届け出て、その承認を得なければならない。

(東広島市学校運営協議会規則の一部改正)

第6条 東広島市学校運営協議会規則（平成30年東広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第47条の6」を「第47条の5」に改め、「小学校又は中学校（以下「学校」という。）」を「学校」に改める。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会とすることができる。

第8条第1項中「20人」を「15人」に改め、「委嘱し、又は」を削り、同条第2項中「委嘱又は」を削り、同条第3項中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第2号」に改める。

第11条中「教育委員会が別に定める」を「年額4,000円とする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の報酬は、当該委員に係る任命の日の属する年度の末日までに支給する。ただし、同日前に退職した者の報酬は、月割計算によって、その際に支給

する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の東広島市教育補助員の勤務に対する賃金及び通勤手当の支給については、なお従前の例による。

新	旧
○東広島市スポーツ推進委員に関する規則	○東広島市スポーツ推進委員に関する規則
昭和49年7月1日 教育委員会規則第15号	昭和49年7月1日 教育委員会規則第15号
改正 昭和55年6月20日教委規則第5号	改正 昭和55年6月20日教委規則第5号
昭和56年3月30日教委規則第5号	昭和56年3月30日教委規則第5号
平成元年3月13日教委規則第2号	平成元年3月13日教委規則第2号
平成12年3月24日教委規則第1号	平成12年3月24日教委規則第1号
平成17年1月20日教委規則第12号	平成17年1月20日教委規則第12号
平成19年3月16日教委規則第35号	平成19年3月16日教委規則第35号
平成22年7月21日教委規則第5号	平成22年7月21日教委規則第5号
平成23年10月21日教委規則第18号 (題名改正)	平成23年10月21日教委規則第18号 (題名改正)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。 (一部改正〔平成12年教委規則1号・23年18号〕)	第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。 (一部改正〔平成12年教委規則1号・23年18号〕)
(委嘱)	(委嘱)
第2条 この規則においてスポーツ推進委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とし、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。 (追加〔平成19年教委規則35号〕、一部改正〔平成23年教委規則18号〕)	第2条 この規則においてスポーツ推進委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とし、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。 (追加〔平成19年教委規則35号〕、一部改正〔平成23年教委規則18号〕)
(職務)	(職務)
第3条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。 (1) スポーツの推進及び実技について指導及び助言を行うこと。 (2) スポーツ組織の育成指導を行うこと。 (3) スポーツ団体又は教育機関等の行うスポーツに関する行事又は事業の実施に協力すること。	第3条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。 (1) スポーツの推進及び実技について指導及び助言を行うこと。 (2) スポーツ組織の育成指導を行うこと。 (3) スポーツ団体又は教育機関等の行うスポーツに関する行事又は事業の実施に協力すること。

新	旧
(4) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。	(4) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
2 スポーツ推進委員が、前項の職務を行うため分担する地域又は事項については、教育長が定める。 (一部改正〔平成19年教委規則35号・23年18号〕)	2 スポーツ推進委員が、前項の職務を行うため分担する地域又は事項については、教育長が定める。 (一部改正〔平成19年教委規則35号・23年18号〕)
(定数)	(定数)
第4条 スポーツ推進委員の定数は、120人以内とする。 (一部改正〔昭和55年教委規則5号・平成17年12号・19年35号・23年18号〕)	第4条 スポーツ推進委員の定数は、120人以内とする。 (一部改正〔昭和55年教委規則5号・平成17年12号・19年35号・23年18号〕)
(任期)	(任期)
第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。	2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。
3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。 (一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕)	3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。 (一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕)
(服務)	(服務)
第6条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。	第6条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。
2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。	2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕)	3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕)
(研修)	(研修)
第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務遂行上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。 (一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕)	第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務遂行上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。 (一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕)
(報酬、費用弁償及び支給方法)	(報酬、費用弁償及び支給方法)
第8条 スポーツ推進委員に支給する報酬額は、月額9,200円とする。	第8条 スポーツ推進委員に支給する報酬額は、月額9,200円とする。
2 報酬の支給方法並びに費用弁償の額及び支給方法については、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の定めるところによる。 (全部改正〔平成19年教委規則32号〕、一部改正〔平成23年教	2 報酬の支給方法、費用弁償の額及び支給方法については、市長の事務部局の非常勤職員の例による。 (全部改正〔平成19年教委規則32号〕、一部改正〔平成23年教

新				旧			
委規則18号〕) (被服の貸与) 第9条 スポーツ推進委員に別表に掲げる被服を貸与する。 2 被服の貸与を受けたスポーツ推進委員がその身分を失ったときは、当該貸与品を返納しなければならない。ただし、 <u>貸与期間</u> が満了しているものについては、この限りでない。 2 被服の貸与を受けたスポーツ推進委員がその身分を失ったときは、当該貸与品を返納しなければならない。ただし、 <u>使用期間</u> が満了しているものについては、この限りでない。 (追加〔昭和56年教委規則5号〕、一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕) (公務災害補償) 第10条 <u>スポーツ推進委員の公務災害補償については、広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(平成20年広島県市町総合事務組合条例第6号)の定めるところによる。</u> (追加〔平成19年教委規則35号〕、一部改正〔平成23年教委規則18号〕) (委任) 第11条 この規則に定めるもののほか、スポーツ推進委員に関し必要な事項は、生涯学習部長が定める。 附 則 (略) 別表(第9条関係) (追加〔昭和56年教委規則5号〕、一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕) スポーツ推進委員に貸与する被服				委規則18号〕) (被服の貸与) 第9条 スポーツ推進委員に別表に掲げる被服を貸与する。 2 被服の貸与を受けたスポーツ推進委員がその身分を失ったときは、当該貸与品を返納しなければならない。ただし、 <u>使用期間</u> が満了しているものについては、この限りでない。 2 被服の貸与を受けたスポーツ推進委員がその身分を失ったときは、当該貸与品を返納しなければならない。ただし、 <u>使用期間</u> が満了しているものについては、この限りでない。 (追加〔昭和56年教委規則5号〕、一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕) (公務災害補償) 第10条 <u>スポーツ推進委員の公務災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和49年広島県市町公務災害補償組合条例第1号)の定めるところによる。</u> (追加〔平成19年教委規則35号〕、一部改正〔平成23年教委規則18号〕) (委任) 第11条 この規則に定めるもののほか、スポーツ推進委員に関し必要な事項は、生涯学習部長が定める。 附 則 (略) 別表(第9条関係) (追加〔昭和56年教委規則5号〕、一部改正〔平成12年教委規則1号・19年35号・23年18号〕) スポーツ推進委員に貸与する被服			
品目	貸与数量	貸与期間	備考	品目	貸与数量	貸与期間	備考
体操服(上下)	1着	2年		体操服(上下)	1着	2年	
帽子	1個	2年					

新	旧
○東広島市立学校給食センター管理運営規則	○東広島市立学校給食センター管理運営規則
昭和52年5月11日 教育委員会規則第4号 改正 昭和53年3月8日教委規則第3号 昭和63年3月9日教委規則第1号 平成5年2月18日教委規則第2号 平成13年3月24日教委規則第5号 平成15年3月13日教委規則第2号 平成16年12月20日教委規則第10号 平成19年3月16日教委規則第42号 平成21年10月22日教委規則第10号 平成29年6月29日教委規則第10号	昭和52年5月11日 教育委員会規則第4号 改正 昭和53年3月8日教委規則第3号 昭和63年3月9日教委規則第1号 平成5年2月18日教委規則第2号 平成13年3月24日教委規則第5号 平成15年3月13日教委規則第2号 平成16年12月20日教委規則第10号 平成19年3月16日教委規則第42号 平成21年10月22日教委規則第10号 平成29年6月29日教委規則第10号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、東広島市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員及び職務)	第1条 この規則は、東広島市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員及び職務)
第2条 職員の職は、東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）及び東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年東広島市教育委員会規則第●号）に定めるもののほか、広島県教育委員会が任命する栄養に関する職員とする。	第2条 職員の職は、東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）に定めるもののほか、広島県教育委員会が任命する栄養に関する職員とする。
2 前項の栄養に関する職員は、上司の命を受け、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等に従事する。 (全部改正〔平成19年教委規則42号〕、一部改正〔平成29年教委規則10号〕)	2 前項の栄養に関する職員は、上司の命を受け、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等に従事する。 (全部改正〔平成19年教委規則42号〕、一部改正〔平成29年教委規則10号〕)
(業務)	(業務)
第3条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条の目的を達成するため、東広島市立の小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）における給食調理等の業務を処理するものとする。	第3条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条の目的を達成するため、東広島市立の小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）における給食調理等の業務を処理するものとする。
2 給食センターは、その設置の目的を妨げない範囲内で、前項の業務のほか、	2 給食センターは、その設置の目的を妨げない範囲内で、前項の業務のほか、

新	旧
東広島市立の保育所及び認定こども園（次条において「保育所等」という。）の給食調理等の業務を処理することができる。	東広島市立の保育所及び認定こども園（次条において「保育所等」という。）の給食調理等の業務を処理することができる。
3 給食センターは、前2項の業務の全部又は一部を、給食調理等の業務を行う者に委託することができる。 (一部改正〔昭和63年教委規則1号・平成13年5号・15年2号・16年10号・19年42号・29年10号〕)	(一部改正〔昭和63年教委規則1号・平成13年5号・15年2号・16年10号・19年42号・29年10号〕)
(給食)	(給食)
第4条 学校及び保育所等における給食は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、週5日実施する。ただし、学校又は給食センターの事情により実施しないことができる。 (一部改正〔昭和63年教委規則1号・平成5年2号・19年42号・29年10号〕)	第4条 学校及び保育所等における給食は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、週5日実施する。ただし、学校又は給食センターの事情により実施しないことができる。 (一部改正〔昭和63年教委規則1号・平成5年2号・19年42号・29年10号〕)
(給食費)	(給食費)
第5条 学校における給食の実施に伴い保護者が負担する給食費は、別に定めるところにより、学校から市内の金融機関を経由して、給食センターに納入する。 (一部改正〔昭和53年教委規則3号・63年1号・平成19年42号・29年10号〕)	第5条 学校における給食の実施に伴い保護者が負担する給食費は、別に定めるところにより、学校から市内の金融機関を経由して、給食センターに納入する。 (一部改正〔昭和53年教委規則3号・63年1号・平成19年42号・29年10号〕)
(異常事態の処理)	(異常事態の処理)
第6条 給食センターに異常事態が生じたときは、所長は、直ちに教育長に報告し、その指示によって処理しなければならない。 (一部改正〔昭和63年教委規則1号・平成13年5号・19年42号・29年10号〕)	第6条 給食センターに異常事態が生じたときは、所長は、直ちに教育長に報告し、その指示によって処理しなければならない。 (一部改正〔昭和63年教委規則1号・平成13年5号・19年42号・29年10号〕)
(安全衛生委員会の設置)	(安全衛生委員会の設置)
第7条 給食センター（50人以上の職員が勤務するものに限る。）に、次に掲げる事項を調査審議させるため、安全衛生委員会を置く。 (1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。 (2) 職員の健康の障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 (3) 職員の健康の保持及び増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 (4) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関する	第7条 給食センター（50人以上の職員が勤務するものに限る。）に、次に掲げる事項を調査審議させるため、安全衛生委員会を置く。 (1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。 (2) 職員の健康の障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 (3) 職員の健康の保持及び増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 (4) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関する

新	旧
<p>こと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第21条各号及び第22条各号に掲げる事項</p> <p>2 安全衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、教育長が別に定める。</p> <p>（追加〔平成21年教委規則10号〕、一部改正〔平成29年教委規則10号〕）</p> <p>（委任）</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、給食センターの管理運営に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>（一部改正〔昭和63年教委規則1号・平成13年5号・19年42号・21年10号〕）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>	<p>こと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第21条各号及び第22条各号に掲げる事項</p> <p>2 安全衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、教育長が別に定める。</p> <p>（追加〔平成21年教委規則10号〕、一部改正〔平成29年教委規則10号〕）</p> <p>（委任）</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、給食センターの管理運営に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>（一部改正〔昭和63年教委規則1号・平成13年5号・19年42号・21年10号〕）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>

新	旧
<p>○東広島市教育委員会職の設置に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年2月16日 教育委員会規則第4号</p> <p>改正 平成19年4月20日教委規則第43号 平成20年4月18日教委規則第11号 平成22年3月31日教委規則第2号 平成23年2月18日教委規則第4号 平成24年3月28日教委規則第4号 平成25年3月29日教委規則第4号 平成26年3月31日教委規則第9号 平成27年3月31日教委規則第28号 平成28年3月22日教委規則第6号 平成28年4月1日教委規則第12号 平成29年7月28日教委規則第11号 平成30年3月30日教委規則第8号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 職員の職の設置については、法令又は他の教育委員会規則に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事務局 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。)第3条第2項に規定する機関をいう。</p> <p>(2) 教育機関 組織規則第3条第3項に規定する機関をいう。</p> <p>(3) 職員 東広島市教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する事務職員、技術職員その他の職員で、一般職の職員(会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))及び臨時的任用の職員を除く。)をいう。</p> <p style="text-align: right;">(一部改正〔平成26年教委規則9号〕)</p>	<p>○東広島市教育委員会職の設置に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年2月16日 教育委員会規則第4号</p> <p>改正 平成19年4月20日教委規則第43号 平成20年4月18日教委規則第11号 平成22年3月31日教委規則第2号 平成23年2月18日教委規則第4号 平成24年3月28日教委規則第4号 平成25年3月29日教委規則第4号 平成26年3月31日教委規則第9号 平成27年3月31日教委規則第28号 平成28年3月22日教委規則第6号 平成28年4月1日教委規則第12号 平成29年7月28日教委規則第11号 平成30年3月30日教委規則第8号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 職員の職の設置については、法令又は他の教育委員会規則に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事務局 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。)第3条第2項に規定する機関をいう。</p> <p>(2) 教育機関 組織規則第3条第3項に規定する機関をいう。</p> <p>(3) 職員 東広島市教育委員会の事務局及び教育機関に勤務する事務職員、技術職員その他の職員で、一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)をいう。</p> <p style="text-align: right;">(一部改正〔平成26年教委規則9号〕)</p>

新	旧
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。</p> <p>2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。</p> <p style="text-align: right;">(一部改正〔平成26年教委規則9号〕)</p> <p>第4条 前条に規定する職のほか、主任主事、主事、学芸員及び給食調理員を置く。</p> <p>2 主任主事、主事及び学芸員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>3 給食調理員は、上司の命を受け、業務に従事する。</p> <p style="text-align: right;">(一部改正〔平成30年教委規則8号〕)</p> <p>(特別、臨時の職又は会計年度任用職員)</p> <p>第5条 第3条に定めるもののほか、必要があるときは、別に定めるところにより、特別、臨時の職又は会計年度任用職員を置くことができる。</p> <p style="text-align: right;">(一部改正〔平成26年教委規則9号〕)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 事務局に、別表第1に掲げる職を置き、教育機関に、別表第2に掲げる職を置く。</p> <p>2 前項の職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。</p> <p style="text-align: right;">(一部改正〔平成26年教委規則9号〕)</p> <p>第4条 前条に規定する職のほか、主任主事、主事、学芸員及び給食調理員を置く。</p> <p>2 主任主事、主事及び学芸員は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p>3 給食調理員は、上司の命を受け、業務に従事する。</p> <p style="text-align: right;">(一部改正〔平成30年教委規則8号〕)</p> <p>(特別又は臨時の職)</p> <p>第5条 第3条に定めるもののほか、必要があるときは、別に定めるところにより、特別又は臨時の職を置くことができる。</p> <p>(非常勤の職員の職)</p> <p>第6条 非常勤の職員の職については、別に定める。</p> <p style="text-align: right;">(一部改正〔平成26年教委規則9号〕)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">○東広島市立学校産業医及び保健管理医に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月21日 教育委員会規則第7号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき選任する東広島市立学校産業医（以下「産業医」という。）及び東広島市立学校保健管理医（以下「保健管理医」という。）の配置、服務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(身分)</p> <p>第2条 産業医及び保健管理医（以下「産業医等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。</p> <p>(産業医)</p> <p>第3条 法第13条第1項の規定の適用を受ける学校に、産業医を置く。</p> <p>(保健管理医)</p> <p>第4条 法第13条第1項の規定の適用を受けない学校に、保健管理医を置く。</p> <p>2 保健管理医は、学校医のうちから選任する。</p> <p>3 保健管理医は、法及び労働安全衛生規則の規定により産業医が行う業務と同等の業務並びに学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第16条第1項の規定による指導区分の決定を行うものとする。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 産業医の報酬は、年額42,000円とする。</p> <p>2 産業医等の費用弁償の額並びに報酬及び費用弁償の支給の方法は、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の定めるところによる。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第6条 産業医等の公務災害補償については、広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成20年広島県市町総合事務組合条例第6号）の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">○東広島市立学校産業医及び保健管理医に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月21日 教育委員会規則第7号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき選任する東広島市立学校産業医（以下「産業医」という。）及び東広島市立学校保健管理医（以下「保健管理医」という。）の配置、服務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(身分)</p> <p>第2条 産業医及び保健管理医（以下「産業医等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。</p> <p>(産業医)</p> <p>第3条 法第13条第1項の規定の適用を受ける学校に、産業医を置く。</p> <p>(保健管理医)</p> <p>第4条 法第13条第1項の規定の適用を受けない学校に、保健管理医を置く。</p> <p>2 保健管理医は、学校医のうちから選任する。</p> <p>3 保健管理医は、法及び労働安全衛生規則の規定により産業医が行う業務と同等の業務並びに学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第16条第1項の規定による指導区分の決定を行うものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第5条 産業医の報酬は、年額42,000円とする。</p> <p>2 産業医等の費用弁償の額は、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の定めるところによる。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第6条 産業医等の公務災害補償については、広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成20年広島県市町総合事務組合条例第6号）の定めるところによる。</p>

新	旧
<p>(服務)</p> <p>第7条 産業医等は、その職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 全力を挙げて職務に専念すること。</p> <p>(2) 法令、条例及びこの規則に従うこと。</p> <p>(3) その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしないこと。</p> <p>(4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(5) 職務に関連して、他人から報酬その他の金銭若しくは物品又は利益の供与を受けないこと。</p> <p>(退職)</p> <p>第8条 産業医は、その任用期間が満了したときは、退職するものとする。</p> <p>2 産業医は、任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職しようとする日の2週間前までに教育委員会にその旨を届け出て、その承認を得なければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、産業医等の勤務に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(服務等)</p> <p>第7条 産業医等が職務を行うに当たり遵守すべき事項並びに報酬及び費用弁償の支給方法については、東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）第7条及び第14条第3項の規定の例による。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、産業医等の勤務に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>聴取するものとする。</p> <p>3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第3条第3項第2号</u>に規定する非常勤の特別職とする。</p> <p>（任期）</p> <p>第9条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（服務等）</p> <p>第10条 委員は、職務を遂行するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>（1）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす行為をすること。</p> <p>2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>（報酬）</p> <p>第11条 委員の報酬の額は、<u>年額4,000円とする。</u></p> <p><u>2 前項の報酬は、当該委員に係る任命の日の属する年度の末日までに支給する。ただし、同日前に退職した者の報酬は、月割計算によって、その際に支給する。</u></p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事（次条第1項に規定する事項を除く。）は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>	<p>聴取するものとする。</p> <p>3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第3条第3項第3号</u>に規定する非常勤の特別職とする。</p> <p>（任期）</p> <p>第9条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（服務等）</p> <p>第10条 委員は、職務を遂行するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>（1）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす行為をすること。</p> <p>2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>（報酬）</p> <p>第11条 委員の報酬の額は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事（次条第1項に規定する事項を除く。）は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>

新	旧
<p>（会議の公開）</p> <p>第14条 会議は、公開する。ただし、議長が会議の運営上必要があると認めるときは、会議に出席した委員の3分の2以上の多数による議決を得て、公開しないことができる。</p> <p>2 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>（研修）</p> <p>第15条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を深めるための研修等を行うものとする。</p> <p>（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）</p> <p>第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによつて対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。</p> <p>2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適正に合意を形成することができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。</p> <p>（解嘱等）</p> <p>第17条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱し、又は解任することができる。</p> <p>（1）本人から辞任の申出があったとき。</p> <p>（2）第8条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。</p> <p>（3）第10条の規定に違反したとき。</p> <p>（4）心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。</p> <p>（5）職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。</p> <p>（庶務）</p> <p>第18条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。</p> <p>（雑則）</p> <p>第19条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>（会議の公開）</p> <p>第14条 会議は、公開する。ただし、議長が会議の運営上必要があると認めるときは、会議に出席した委員の3分の2以上の多数による議決を得て、公開しないことができる。</p> <p>2 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。</p> <p>（研修）</p> <p>第15条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を深めるための研修等を行うものとする。</p> <p>（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）</p> <p>第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによつて対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。</p> <p>2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適正に合意を形成することができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。</p> <p>（解嘱等）</p> <p>第17条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱し、又は解任することができる。</p> <p>（1）本人から辞任の申出があったとき。</p> <p>（2）第8条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。</p> <p>（3）第10条の規定に違反したとき。</p> <p>（4）心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。</p> <p>（5）職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。</p> <p>（庶務）</p> <p>第18条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。</p> <p>（雑則）</p> <p>第19条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>

新	旧
2 第13条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱又は任命の後最初に開かれる協議会の会議は、教育長が招集する。	2 第13条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱又は任命の後最初に開かれる協議会の会議は、教育長が招集する。